学校法人目黒日本大学学園役員及び評議員報酬等に関する規程

令和2年3月30日制定 令和2年4月1日施行 令和6年7月17日改正 令和6年6月20日施行 令和7年3月17日改正 令和7年4月1日施行

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人目黒日本大学学園(以下「学園」という)における役員及び評議員(以下「役員等」という)の報酬、賞与、費用(以下「報酬等」という)及び役員が退任した場合の退任 慰労金(以下「退任慰労金」という)に関する必要な事項を定める。

(定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - ① 役員とは、学校法人目黒日本大学学園寄附行為(以下「寄附行為」という)第7条又は第22条に基づき、選任された理事及び監事をいう。
 - ② 常勤役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
 - ③ 兼務役員とは、教職員を兼務する者をいう。
 - ④ 非常勤役員とは、常勤役員及び兼務役員以外の者をいう。
 - ⑤ 派遣理事とは、準付属校の取扱いに関する契約書第7条に基づき、学校法人日本大学から推薦された理事をいう。
 - ⑥ 評議員とは、寄附行為第31条に基づき、選任された者をいう。

第 2 章 役員等の報酬等

(報酬等の支給)

- 第3条 常勤役員,兼務役員及び非常勤役員の報酬額は,別表1から3に定める額とする。ただし,派 遣理事は、報酬を支給しない。
- 2 評議員の報酬額は、別表4に定める額とする。ただし、寄附行為第31条第1項第1号に基づく評議員のうち、同第45条第4項に規定する書面又は電磁的方法による出席者には支給しない。
- 3 賞与は、常勤役員に支給する。
- 4 前項の算定方法については、報酬月額にこの法人の専任教職員に適用する支給率を乗じたものとする。
- 5 寄附行為第7条第1項第3号に基づく理事,同第31条第1項第2号から第4号に基づく評議員及び 監事の理事会又は評議員会出席に係る交通費を支給する。ただし,同第45条第4項に規定する書面又 は電磁的方法による出席者には支給しない。
- 6 寄附行為第7条第1項第1号及び第2号に基づく理事,同第31条第1項第1号に基づく評議員の理事会又は評議員会出席に係る交通費は支給しない。

(支給時期及び方法)

- 第4条 報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。
 - ① 役員及び寄附行為第31条第1項第2号から第4号に基づく評議員の報酬は、毎月25日に支給する。ただし、その日が休日又は土曜日の場合、その前日に繰り上げて支給する。
 - ② 寄附行為第31条第1項第1号に基づく評議員の報酬は、専任教職員の給与支給日に支給する。ただし、その日が休日又は土曜日の場合の取扱いは、前号に準ずる。
 - ③ 賞与は、専任教職員の賞与支給日に支給するものとし、それぞれの支給日は次のとおりとする。 ただし、やむを得ない事情があるときは、支給日を変更することができる。また、支給日が休日又は土曜日の場合の取扱いは、第1号に準ずる。
 - (1) 6月期 6月15日
 - (2) 12月期 12月5日
- 2 賞与の支給対象期間は、次のとおりとする。
 - ① 6月期 前年11月1日から4月30日まで
 - ② 12月期 5月1日から10月31日まで
- 3 役員が月の途中で就任,退任又は解任となった場合の報酬は,月割り計算とし,100円未満に端数が生じた場合は,100円単位に切り上げる。
- 4 役員等の報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人 名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 5 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった積立金等を控除 して支給する。

(費用)

- 第5条 役員等が出張する場合は、別に定める目黒日本大学学園出張旅費規程に基づいて旅費を支給する。
- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

第 3 章 役員の退任慰労金

(退任慰労金の適用・支給)

- 第6条 退任慰労金は、役員として1年以上在任したものが役員を退任したときに支給する。ただし、 引き続き役員に就任した場合を除く。
- 2 退任慰労金は、役員本人に支給し、本人が死亡したときは、遺族に支給する。
- 3 前項の遺族の順位は、次の各号のとおりとする。
 - ① 配偶者
 - ② 子
 - ③ 父母
 - ④ 孫
 - ⑤ 祖父母
 - ⑥ 兄弟姉妹
- 4 同順位の遺族が数人あるときは、その遺族において、1名の代表者を定めてこの法人に申し出るも

のとする。

5 役員を退任した時点でこの法人の専任教職員の身分を有する役員の退任慰労金は、専任教職員を退職したときに支給する。

(支給基準)

- 第7条 常勤役員の退任慰労金は、役員退任時の報酬月額を支給基準額とし、これに役員在任年数を乗 じた額とする。
- 2 役員の変更又は再任の場合の退任慰労金は、それぞれ役員在任期間の基準に基づき通算するものと する。
- 3 兼務役員及び非常勤役員の退任慰労金は、年間報酬額の30パーセント相当額を支給基準額とする。

(役員在任年数)

第8条 在任期間は、役員就任から退任までの期間とする。在任年数は、1か年を単位とし、端数は月割り計算とする。ただし1か月未満は1か月に切り上げる。

(在任年数の特例)

第9条 役員がその任期中にこの法人の都合又は業務上の傷病その他特別な事情により退任した場合は、特に任期中の在任期間の範囲内で理事会の承認を経て別途在任期間を加算することができる。

(減額等)

- 第10条 在任中,学園に対して重大な損害を与えた役員については退任慰労金の基準額を減額し,又は 支給しないことがある。
- 2 退任慰労金の減額又は不支給は、理事会の議を経て決定する。

(その他)

第11条 退任慰労金支給に関するその他の事項は、第4条第4項及び第5項の定めを準用する。

第 4 章 そ の 他

(規程の改正)

第12条 報酬等及び退任慰労金の変更によりこの規程を改正する場合は、評議員会の意見を聴いた上で 理事会の議を経て、決定する。

(長欠者の報酬等)

第13条 長欠者の報酬等は、調整の上支給することができる。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和2年4月1日現在、役員等である者は、遡及してこの規程を適用する。
- 3 役員である者が退任した場合の退任慰労金は、第7条第1項及び第3項の金額に、以下の役員係数 を乗じた額とする。
 - ① 理事長 1.4
 - ② 常務理事 1.2
 - ③ 校長である理事 1.1
 - ④ 理事又は監事 1.0

- 4 在任中、学園に対して特に功労のあった役員については、理事会の議を経て退任慰労金の30パーセントの範囲において功労金を支給することがある。
- 5 附則第3項の役員係数及び第4項の功労金は、令和7年4月1日現在、役員である者が退任した時点をもって廃止する。

別表1 (単位:円)

常	勤 役 員	
区分	報酬額	
	年 額	月額
理事長	14, 000, 000	1, 200, 000
常務理事	10, 800, 000	900, 000

別表 2 (単位:円)

兼	務 役 員	
区分	報 郵	割 額
	年 額	月額
理事長	3, 600, 000	300, 000
常務理事	1, 800, 000	150, 000
理事	1, 200, 000	100,000

別表 3 (単位:円)

非常勤役員				
区分	報酬	額		
	年 額	月額		
理事長	3, 600, 000	300,000		
理事	1, 200, 000	100, 000		
監事	1, 200, 000	100,000		

別表 4 (単位:円)

評	議員	
区分	報酬額	
	年 額	月額
第1号評議員	評議員会への	出席 10,000
第2号から第4号評議員	240, 000	20,000